

平成27年10月27日
国土交通省

「航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」について

標記政令が本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

平成27年9月11日に公布された航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号）については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、当該施行日を定めるもの。

2. 概要

航空法の一部を改正する法律の施行期日を、平成27年12月10日とする。

問い合わせ先

国土交通省航空局安全部安全企画課 寺内

連絡先 03-5253-8111（代表）内線 48303
03-5253-8696（直通）